

7/20 (火) の午後は、職員研修のため臨時休業にさせていただきます。ご了承ください。



「エッ非常勤ではダメと以前県は言ってたんですか?」と県の担当課職員は驚いた様子でした。建設業許可要件の2本柱の一つ経営業務管理責任者(経管者)の条件が昨年10月から緩和され、以前は「許可を受けようとする建設業やそれ以外の建設業に関して5~6年の経営経験」が必要でしたが、建設業全体の経営経験であれば良いとなりました。県のHP(建設業指導班のページ)に『許可要件の改正につい

建設業の非常勤役員  
会社なら 経験で  
経管者に

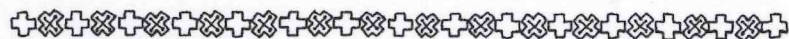
て』として出ています。そこに書かれていないのが経営者として常勤していた事を条件とするのかしないのかの問題です。建設業法第7条には明記されていないのに県は常勤役員としての経営経験を求めてきたことになります。当方からの質問に対して「非常勤でも問題ない」と回答する中で、冒頭の話が出てきました。許可行政庁の恣意的な判断で許可の実務処理が行われてきた可能性があります。もちろん経管者は申請企業の常勤役員等である事が必須です。



「確かお宅の息子さんは弁護士?…法律問題で相談したい事があるんだが…」との電話が時々掛かってきます。ちょうど4年前のこの豆ニュース(No.306)で『当事務所の責任者に弁護士・西馬良和が就任します』とのお知らせをしましたので、ご記憶の方もおられると思いますが、その後の経緯は行政総合事務所の責任者を行って来ていません。このため2018年7月号(No.306)の該当記事は取り消し、ホームページからも削除します。皆様のご期待やご要望にお応え

西馬弁護士  
責任者に”の4年前の記事  
取り消します

できず、またご迷惑もお掛けしました事を心からお詫び申し上げます。現在、当事務所は甥の濱田行政書士と連携し協力しあいながら『依頼者の立場にたった事務所』として職員一同誠心誠意努力させて頂いております。どんな些細な事でも構いませんので、お気づきの事がありましたらご一報下さい。濱田西馬連絡室を設け、情報を共有しこれからも頑張っ参る所存です。いつもご愛顧頂きありがとうございます。



当事務所では毎週金曜日の朝9時~10時に、ミーティングを行ないます。ご協力をお願いします。

※当事務所から070で始まる電話をお掛けしますが、これは発信専用の電話番号です。

①070-5481-0659 ②070-5481-0988 ③070-5080-7611